

令和 7 年 4 月 2 8 日
北九州市総務市民局
北九州市教育委員会

報道機関各位

令和 6 年度の懲戒処分者数について

標題の件につき、別紙のとおりお知らせいたします。

令和 6 年度の懲戒処分者数は 15 件、15 名（うち、教育職員 6 件、6 名）
となっております。

なお、今回ご報告しております案件については、処分時に記者発表を見合わせた事案も含んでおります。個々の事案の概要については、別紙 2 及び別紙 4
をご参照ください。

- ・懲戒処分の件数（教育職員除く）・・・・別紙 1
- ・懲戒処分案件一覧（教育職員除く）・・・・別紙 2
- ・懲戒処分の件数（教育職員）・・・・別紙 3
- ・懲戒処分案件一覧（教育職員）・・・・別紙 4

※参考 令和 5 年度 懲戒処分者数
11 件、11 名（うち、教育職員 3 件、3 名）

<問合せ先>

総務市民局人事部人事課
（担当 濱野、橋本）

TEL 093-582-2203

教育委員会教職員部教職員課
（担当 坂田、左方）

TEL 093-582-2715

別紙1

総務市民局人事部人事課

令和6年度懲戒処分の件数（教育職員除く）

（単位：人）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正					
服務規律違反関係		1 【事案9】			1
刑法違反等の 非行関係			7 【事案1】 【事案3】 【事案4】 【事案5】 【事案6】 【事案7】 【事案8】	1 【事案2】	8
収賄・公金横領等 事務に関する不正					
道路交通法違反					
監督責任					
合計		1	7	1	9

※事案の詳細は、別紙2「令和6年度懲戒処分案件一覧（教育職員除く）」を参照。

〈問合せ先〉
総務市民局人事部人事課
（担当：濱野、橋本）
TEL 093-582-2203

令和6年度懲戒処分案件一覧（教育職員除く）

	処分日	事案	被処分者の 所属等	案件の内容	処分 程度
事案 1	R6. 4. 26	傷害事案	消防局 主任級職員	被処分者は、令和5年12月9日（土）に北九州市八幡西区の路上において、男性に対し、顔を殴るなどの行為によって、同人に安静加療約1週間を要する傷害を負わせた。令和6年2月26日に折尾警察署で任意で事情を聴かれ、傷害容疑で逮捕された。	停職12月
事案 2	R6. 7. 19	公文書偽造 事案	八幡西区役所 主任級職員	被処分者は、令和6年3月、生活保護受給者の主治医が作成した病状調査票6件の偽造を行った。直属の係長が偽造に気づいたことで発覚し、すぐに、所属長及び係長が適正な処理をするよう指示したため、生活保護受給者や医療機関への影響は生じなかった。 また、被処分者は、平成27年にも決裁権者4名分の印鑑を購入し、一部の決裁文書に押印する不適切事務処理を行い、懲戒処分を受けている。	免職
事案 3	R6. 7. 19	盗撮事案	総務市民局 係員級職員	被処分者は、令和6年4月27日（土）17時54分頃、福岡市内において、後方から女性に近づき、女性が着用しているスカート内にスマートフォンを差し入れ、動画で撮影しようとしたもの。 同日、性的姿態撮影等処罰法違反（盗撮未遂）の疑いで現行犯逮捕され、令和6年6月6日に不起訴処分となった。	停職3月
事案 4	R6. 7. 19	窃盗事案	保健福祉局 主任級職員	被処分者は、令和6年3月30日（土）に市内店舗のトイレに置き忘れられていたカバンの中から財布を窃盗した。 その後、窃盗罪で検察へ送致され、令和6年6月5日に不起訴処分となった。	停職1月
事案 5	R6. 7. 19	器物損壊事案	産業経済局 係長級職員	被処分者は、令和6年5月7日（火）、複数の飲食店等で飲酒後、酩酊状態で帰宅しようとした際、停車中のタクシー運転手とトラブルになり、タクシー左側後部ドアを蹴った。 同日、器物損壊の疑いで逮捕され、令和6年6月25日に不起訴処分となった。	停職3月

	処分日	事案	被処分者の 所属等	案件の内容	処分 程度
事案 6	R6. 7. 19	支払遅延事案	産業経済局 主査級職員	被処分者は、令和 4 年 1 1 月、契約事務を怠り、委託料 8 9 2, 4 0 8 円の支払いを遅延させた。 また、被処分者は、平成 3 0 年度及び令和元年度にも別の支払い遅延事案により、懲戒処分を受けている。	停職 1 月
事案 7	R6. 12. 27	窃盗事案	総務市民局 会計年度任用 職員	被処分者は、令和 6 年 9 月 1 9 日（木）に市近郊の小売店において、芳香剤 2 点（1, 0 7 8 円）を窃取し、微罪処分となった。	停職 1 月
事案 8	R6. 12. 27	窃盗事案	小倉南区役所 主任級職員	被処分者は、令和 6 年 9 月 2 3 日（月・祝）に市内の小売店において、惣菜 1 点（2 1 4 円）を窃取し、微罪処分となった。	停職 3 月
事案 9	R7. 3. 27	セクハラ事案	子ども家庭局 係長級職員	被処分者は、令和 6 年 3 月、元同僚との飲み会及びその帰路において、女性職員に対して性的な言動や身体的接触を繰り返し、精神的苦痛を与えた。	減給 1/10 12 月

令和6年度懲戒処分の件数（教育職員）

（単位：人）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正					
服務規律違反関係		2 【事案2】 【事案4】	1 【事案5】		3
刑法違反等の 非行関係		1 【事案1】		2 【事案3】 【事案6】	3
収賄・公金横領等 事務に関する不正					
道路交通法違反					
監督責任					
合計		3	1	2	6

※事案の詳細は、別紙4「令和6年度懲戒処分案件一覧（教育職員）」を参照

※事案5は、被害者のプライバシー等に配慮し非公表とした事案

〈問合せ先〉

教育委員会教職員部教職員課

（担当 坂田、左方）

TEL 093-582-2715

令和6年度懲戒処分案件一覧（教育職員）

	処分日	事案	被処分者の所属等	案件の内容	処分程度
事案 1	R6. 9. 27	私文書偽造等	北九州市立特別支援学校 学校事務職員	被処分者は、令和4年度の特別支援教育就学奨励費の事務において、奨励費受給を辞退する署名欄に自ら保護者の氏名を記載し、私文書偽造等に該当する行為を行った。また、実際の支弁区分決定とは異なる内容で奨励費を支給するなどの不適正な事務処理を行った。	減給 1/10 3月
事案 2	R6. 12. 16	児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント	北九州市立学校 非常勤講師	被処分者は、令和6年10月16日（水）の昼休み中（12時頃）、音楽室の前の廊下で、所属校の女子生徒に対しハグして良いかと尋ね、横方向から抱きついた。また、生徒と直接SNS等で連絡することが原則禁止されていることを知りながら、同月11日（金）から14日（月）まで、当該女子生徒とLINEでやり取りした。また、この内容も学校教育上必要がないものであった。	減給 1/10 6月
事案 3	R6. 12. 27	窃盗	北九州市立小学校（八幡西区） 教諭	被処分者は、令和6年6月下旬から9月8日（日）までの間に、総合リユースショップの複数店舗において、少なくとも13回、商品である衣服を試着したまま店を出る方法で、合計14点（金額不明の2点を除き27,000円相当）以上盗んだ。また、盗んだ衣服のうち、数点を同店の別店舗で何度か売った。	免職
事案 4	R6. 12. 27	個人情報の紛失	北九州市立特別支援学校 教諭	被処分者は、令和6年8月26日（月）の終業後、児童4名の個人情報（通知表の下書きと個別の指導計画のワードデータ）が保存された私物USBを紛失した。 なお、令和5年度途中から同日まで、私物USBの使用が禁止されていることを知りながら、これを学校に持ち込み、約1年間使用していた。	減給 1/10 1月
事案 5	R6. 12. 27	児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント（非公表分）	北九州市立中学校 教諭	1 被処分者 30代 男性職員 2 根拠法規 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号 3 処分理由 児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント 4 非公表とした理由 公表することで、2次被害やプライバシーの侵害が発生する恐れがあり、被害者より事案の非公表を求められたため。	停職 3月

事案 6	R7. 1. 31	児童生徒性 暴力等	北九州市立 中学校 常勤講師	被処分者は、令和 6 年 1 1 月 3 日（日）の午前 1 1 時頃から同日午後 4 時頃までの間、北九州市小倉北区のホテルにて、本市居住の中学校女子生徒と性交等をした。 また、令和 6 年 1 1 月 3 0 日（土）の午後 1 時頃から同日午後 4 時頃までの間、北九州市小倉北区のホテルにて、本市居住の中学校女子生徒と性交等をした。	免職
------	-----------	--------------	----------------------	--	----